

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
中小企業者の方の『資金繰り』を支援します

愛知県融資制度による融資に係る

蒲郡市信用保証料・ 利子補給補助金を新設

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、愛知県経済環境適応
資金融資制度の融資を受けた事業者の方に

◎信用保証料の全額又は20%※1

◎12か月分の利子相当額の全額※2 又は80%※3

を補助します。

対象者	◎個人事業者：市内に在住し、市内に事業所を有する事業者 ◎法人事業者：市内に本社（本店）を有し、市内に事業所を有する事業者 ◎組 合：市内に主たる事務所を有し、市内で事業活動をしている事業者 ※ただし、市税等に滞納がある方は対象外となります
対象融資	愛知県経済環境適応資金融資制度 (1) サポート資金（セーフティネット保証4号・5号）「環セ100」「環セ80」 (2) サポート資金（大規模危機対応）「環危」 (3) サポート資金（経営あんしん）「環経コ」 (4) 緊急つなぎ資金（※利子補給補助金のみ）「環コロナ対策」
申請期間	◎信用保証料補助金 → 融資実行日から30日以内 （ただし、本制度施行前に融資実行された場合は、施行から30日以内） ◎利子補給補助金 → 補助対象期間の最終日の翌日から、その日の属する月の翌々月の月末までの約2か月以内又は令和3年3月31日までに補助対象期間が終了した融資の場合は9月30日まで 補助対象期間：第1回利子の支払日から第12回利子の確定日まで ※第12回利子の確定日より前に返済期間が終了する融資（全額を繰上償還した融資を含む。）に係る利子については、返済期間が終了する日まで

※1 融資額1,000万円までに係る信用保証料は全額補助し、融資額1,000万円超8,000万円までの部分に係る信用保証料は20%補助します。分割納付の場合、1回目の信用保証料のみ補助対象。既往の保証付融資の借り換えがある場合は、その借り換え額に係る信用保証料は補助対象外。

※2 愛知県融資制度「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の融資を受けた場合。

※3 愛知県融資制度「サポート資金（セーフティネット4号・5号、経営あんしん、大規模危機対応）」の融資を受けた場合

【融資から補助申請までの流れ】

補助金の対象となる融資の申請から補助金交付までの流れは以下の通りです。

手続先 ↓	愛知県経済環境適応資金融資制度			
	セーフティネット 「環セ100」「環セ80」	大規模危機対応 「環危」	経営あんしん 「環経コ」	緊急つなぎ資金 「環コロナ対策」
蒲郡市	◎セーフティネット 4号・5号認定の申請	◎危機関連保証 認定の申請	市の認定は不要	
↓				
金融機関	融資の申込			
↓				
保証協会	審査・保証決定			
↓				
金融機関	融資実行・信用保証料支払			融資実行 (信用保証料は 県が負担)
↓				
蒲郡市	◎信用保証料補助金の申請 (信用保証料支払日から30日以内) →補助金交付決定及び補助金支払			申請不要
↓				
金融機関	融資に係る利子の支払 (12回=12か月分)			
↓				
蒲郡市	◎利子補給補助金の申請 →補助金交付決定及び補助金支払			

◎：蒲郡市への申請が必要

【留意事項】

- ※1 融資の申込については、市内金融機関又は愛知県信用保証協会（東三河支店 TEL0532-57-5611）にご相談ください
- ※2 「信用保証料補助金」、「利子補給補助金」の申請書類については、別紙「蒲郡市新型コロナウイルス感染症緊急対策 信用保証料及び利子補給に係る補助金制度について」及び蒲郡市ホームページをご参照ください。なお申請用紙は、蒲郡市観光商工課窓口で配布しているほか、蒲郡市ホームページにも掲載しております。
- ※3 蒲郡市が認定する「セーフティネット4号・5号認定」「危機関連保証認定」の詳細については、蒲郡市ホームページをご参照ください。申請様式も掲載しております。

お問合せ先・提出先 蒲郡市役所観光商工課 0533-66-1118
〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankoshoko/corona-hojyokin.html>

QRコード → →



※詳細は、[蒲郡市 新型コロナ 補助金](#)と検索し、蒲郡市ホームページにてご確認ください。